

1. 平成29年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成29年6月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 三島一貴 | 2番 | 森藤文男 |
| 3番 | 原喜与美 | 4番 | 野田勝彦 |
| 5番 | 山川直保 | 6番 | 田中康久 |
| 7番 | 森喜人 | 8番 | 田代はつ江 |
| 9番 | 兼山悌孝 | 10番 | 山田忠平 |
| 11番 | 古川文雄 | 12番 | 清水正照 |
| 13番 | 上田謙市 | 14番 | 武藤忠樹 |
| 15番 | 尾村忠雄 | 16番 | 渡辺友三 |
| 17番 | 清水敏夫 | 18番 | 美谷添生 |

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 市長 | 日置敏明 | 副市長 | 青木修 |
| 教育長 | 石田誠 | 理事兼総務部長 | 田中義久 |
| 市長公室長 | 三島哲也 | 市長公室付部長 | 置田優一 |
| 健康福祉部長 | 丸茂紀子 | 郡上偕楽園長 | 清水宗人 |
| 農林水産部長 | 下平典良 | 商工観光部長 | 福手均 |

建設部長 尾藤康春

教育次長 細川竜弥

消防長 桑原正明

国保白鳥病院
事務局長 藤代 求

環境水道部長 平澤克典

会計管理者 乾 松 幸

郡上市民病院
事務局長 古田年久

代表監査委員 大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局
議会総務課
課長補佐 加藤光俊

議会事務局
議会総務課主査 武藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日、大変御苦労さまでございます。

また、さきに行われました、17日に行われました地域づくり講演会、これは市民協働センターの主催によりまして行われましたけれども、中京大学の准教授、今井先生をお迎えしての住民自治基本条例、これ制定されてから3年目となっておりますけれども、その講演会には多くの皆さん方に出席いただき、ありがとうございました。

また、特に昨日であります、郡上市のポンプ操法大会、これにも皆さん方御出席いただきまして、各方面隊の操法の披露をこれまでの成果を発揮していただいたところでございますが、高鷲方面隊の優勝ということで、また昨年を引き続いて高鷲方面隊には県大会のほうへ出場いただくわけでございますが、これが8月6日までの期間におきましては練習に打ち込んでいただきまして、また市の代表としての力を発揮していただきたいと、かように思うわけでございますが、また高鷲地域のお二人の議員には方面隊への慰労もよろしくお願ひしたいと思いますので、重ねてお願ひをしておきます。

それでは、ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。よろしくお願ひをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には14番 武藤忠樹君、15番 尾村忠雄君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願ひをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにおいて決定いたしております。質問の時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願ひをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（渡辺友三君） それでは、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） おはようございます。ただいま議長さんより発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

いよいよ本日が一般質問最終日となりました。朝、6時ぐらいにちょっと起きまして、長良川に向かってちょっと練習をしてみいました。非常にいい天気で、雲一つない快晴でありました。絶好の一般質問日和でないかなというふうにして思いました。私なりにちょっと一生懸命質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

大きく分けまして4点ほどの質問をさせていただきます。

1つ目が、市内の歴史資料館の現状と今後の方向性について。2つ目に、介護をする人を支える仕組みについて。3つ目に、道路保全・整備について。最後に、公園の環境整備についてであります。

それでは、最初に市内の歴史資料館の現状と今後の方向性についてお尋ねをいたします。

一般質問の中で郡上市の公共施設等総合管理計画、これについてたくさんの議員の方が質問をされました。それにちょっと関連をすることではございますが、現在、八幡町中坪に今仮称ではありますが、郡上市歴史資料・文化財収蔵施設の建設が進められております。この施設は、各種歴史資料の収蔵のほか、行政文書も収蔵し、いわゆる公文書館的な機能を持たせ、知的財産として先の世代に受け継がれていくことを目的にするものであります。

こういった資料で保存の大敵というものは光、温度、空気、害虫等ですが、こういったことをクリアできる、管理できる、そういった施設とお聞きしております。こういった施設を機に、市内の各地域には博物館、資料館がございます。高鷲開拓記念館、白鳥町には白山文化博物館、大和には古今伝授の里フィールドミュージアム、八幡には楽藝館、明宝歴史民俗資料館、和良歴史資料館、美並ふるさと館というふうな建物がございますが、こういった歴史・文化にかかわる貴重な資料や衣食住、また農関係のものが多く保存、収蔵されております。

そういった中で、広報郡上3月号、この中に「市長と語ろう！ふるさと郡上の未来「公共施設等の適正管理について」」ということで、その中で明宝歴史民俗資料館や大和万場地域の社会教育施設であります旧大和第一北小学校について市民の方からも質問がありました。利用者の減少や老朽化が市にとって負担ではないかという意見や、この老朽化という点では明宝歴史民俗資料館は築80年を経過しております。大和社会教育施設も、これも耐震基準は満たしておりません。大和社会教育施設におきましては、館内の入場も原則で禁止をしており、取り壊しの要望も出ております。

そういった中、市長さんのそのときの答弁におかれまして、明宝歴史民俗資料館については新たに建てかえることは難しい。大和地域においても、農具等を専門家などに見てもらい、教育委員会を中心に収蔵、展示を検討していきたいということでありました。

また、人口減少に伴い学校施設の空き教室を利用し収蔵し、生徒が実際に使用して勉強できるということもよいのではないかというふうにして考えているというふうな御答弁でありました。

また、人口減少に伴い、この学校の空き教室とかの状況を見に大和の4つの小学校、大和西小学校、南小学校、北小学校、第一北小学校、校長先生にお願いをしまして、一応お話を伺いに行きました。そういった中で、以前からやはり大和の地域では単学級ということでもありますので、なかなかその空き教室があるという状況ではございませんでした。

そこで、郡上偕楽園、きょうも清水園長さんもお見えですが、お願いをしていろいろお話をした中で、そういった今、回想録、回想法というふうなものが非常に高齢者の方にいろいろと取り扱われているというふうなことでありますが、そういったことを利用しながらということで、空き部屋というものはございませんかということでまたお話をさせていただいたんですが、やはりちょっとそういった部屋はないということでございました。

拙い資料で申しわけないんですが、皆様方に事前にちょっと自宅のプリンターで画像もよくないんですが、資料を5つほど用意をしておりますので、それもちょっと参考にしながらまたちょっとお聞きいただければありがたいなと思うんですが。

なかなか利用者の減少ということで、ここには博物館等施設入館者数というのを平成17年から27年の間で統計をとってありますものをお示しをしております。こういったものを見ながら、あと実際に大和の教育施設に行ってきましたときに、いろいろとこういった写真等もたくさんとってまいりました。なかなか全部を皆様のほうに提出するということは困難でございましたので、一部、こういった形で写真を撮っておりますので、またごらんいただければというふうにして思っております。

こういったことが、今年のこれは11月のことであります。半年以上も経過をしているわけですが、現在、こういったような状況であるか。また、利用状況に関しては、先ほどちょっとお示しをしておりますので、それを見ていただければ結構なんですが。以前より、私はやっぱり農耕具や農具というものを見るだけではなく、実際に活用して教育の一つのツールとして捉える必要性を感じておりました。

例えばこういったものを公民館活動、極端な例で言えば、例えば運動会のときに一遍展示をして、高齢者の方がこういったものは昔はこうやったんやぞというようなことで、そうやって教育するようなことも非常にいいのではないかなと思いますし、また地域協議会等の教育の一環としてこういったことをやっていただけると非常にいいのではないかなというふうにして考えております。

これは郡上学にも通じることであり、地域の宝を磨くという「観光立市郡上」ということにも通じることだと考えますが、今後、こういった資料というものを学校教育の教材として、また高齢者

の回想法として貴重な歴史資料として、専門家、研究者の資料として、今後の博物館等施設のあり方についての方向性を伺いたいと思います。

特に明宝歴史民族博物館、大和社会教育施設等についても、今耐震化ということで非常に要望等もございますので、そこら辺について御回答、御答弁いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、森藤文男君の質問に答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをしたいと思います。

森藤議員みずから資料を提案いただきまして、ありがとうございます。写真を見ますと、縄ないの機器等非常に懐かしく見させていただきましたが。これらの機器等は昭和50年代から平成の初めにかけて各町村において民俗資料の収集が行われ、各資料館や旧学校施設で保管がされています。

旧学校施設は、近年、老朽化に伴い、耐震、維持管理に問題が生じているのは確かでございます。それから、子どもの数は減少していますが、必要な教室の数は減らないため、学校の余裕教室利用もごくわずかであり、その広さも各校1教室程度の広さしかありません。こうした状況の中で、八幡や大和の民俗資料の保管場所の確保については、公共施設の総合管理計画とあわせて今後検討していきたいなと思っておりますし、明宝につきましては資料館の建物自身が先ほど御指摘あったように指定文化財であり、収蔵使用には国指定の文化財が含まれていることから、文化財保護法に基づいて改修を検討していきたいなと思っております。

収蔵されております民俗資料は、美術工芸品などとは異なって、人が直接触れて体験することができる資料でございますので、先ほど案をいただきましたように、総合的な学習や社会科の授業において昔の暮らしや道具に触れる機会や、また農林業などの体験活動等に取り入れられるよう、貸し出し、または学校への紹介を進めていきたいと考えております。

また、公民館の活動や子ども講座、資料館の講座等においても、子どもや親子連れで楽しめる、また触れ合う機具として体験活動のメニューにも他市の実践例を参考に検討していきたいなと思っております。

それから、現在建設中の（仮称）歴史資料・文化財収蔵施設において、今後、郡上にかかわる資料を収集保管していきますが、そこで整理し、調査研究した資料を各地域の資料館において収蔵資料とともにあわせて企画展をするなど工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。今、教育長さんも言われましたように、やはりこれ、先人たちの本当に知恵というものを後世にやっぱり残していく必要があると思います。地域ではやっぱり神楽というものも伝統文化ということで継承されておりますが、そういったことと同様、やはり先人たちの知恵を後世に残していく必要は、非常に価値のある高いものだと考えます。

ちなみに、市にある和良の歴史資料館、あと明宝の歴史民俗資料館、あと白山文化博物館にも農具とか民具が展示をされておりましたので、恥ずかしながらちょっと初めてでしたが行ってまいりました。こうやってパンフレットもいただきながらいろいろ回ってきたんですが。

たまたま私、平日の午前中に行きましたので一人だったんですが、白山文化博物館では本当にスクリーンにぼんと出されまして、非常に迫力のある映像も見させていただき、その中に農具、民具等も展示をされておりました。

和良に関しては、非常に先ほどの資料の中で入館者数が平成17年の当時から27年の入館者数を見ると全く減っていないというか、逆にふえておりますが、和良の場合、初めに行きましたら、最初にサンショウウオというものの中に見えますので、サンショウウオというものを説明もちょっとしていただきました。

あと、ほかの岐阜県内ではないんですが、刈谷市の郷土資料館、そこに皆様方のお手元に刈谷市の資料を、お手元にあると思いますが、刈谷市の郷土資料館にもちょっと行ってまいりました。

あと、新聞にもちょっと紹介をされていたので、富山県の砺波市というところの郷土資料館、ここはチューリップの公園の中に郷土資料館というものがあるんですが、その郷土資料館はチューリップで有名な水野豊造さんという方がいろいろと写真等で説明されていましたが、そののではなくて、ちょっと分室ということで、またそこからちょっと車で10分ぐらい行ったところにこういった展示室がありました。

いずれも学校の空き教室を利用されたというところで、非常に整然とここに並べられておりました。いろいろとほかの地域を見て回ると、やっぱり参考になるんでないかなというふうにして思います。

そこで、今後、この郡上市の公共施設等の資料を見ますと、今後の管理として中にPPPというふうな言葉もあります。この中には一応説明はしてございますが、PPPというのはPublic Private Partnershipということで、公共施設の整備など、従来自治体が公営で行ってきた事業に民間企業が持つコスト削減や経営のノウハウを活用する手法ということであります。計画段階から、より幅広く民間に任せるような、そういった手法ではございますが。

ちょっと再質問ということではあります。そもそもこの歴史博物館等の市長と語る会ということに関しまして、市長さんがこの明宝に関しても大和に関しても御答弁をされておりますので、もしよろしかったら。今、石田教育長のほうから御丁寧に答弁をいただきましたが、市長さんのほうか

ら何か一言ございましたら、ちょっと御答弁いただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

御指摘のように、市長と語る会の際に明宝において、あるいは大和において市民の皆さんからそういうお話があったことは事実でございます。私もずっと貴重な先人のいわば生活の様相を示すこういう例えば民俗資料といいますか、こういうものはできるだけ後世に残していきたいなというふうに思っておりますが、これも市民の皆さん、あるいは郡上を訪れていただいた皆さんに目に触れていただくということと、それからやはり昔はこういうふうに使っていたとか、そういうことを体験していただくとかという形でやはり何らかのですね。現在のように、大和も古い小学校の中にとりあえず収納されているということなんです、あくまでもやはり有効に活用できるということを方法等考えていかなければいけないと思っております。

ただ、集められたものの中には同じものがたくさんあって、全部を全部保管、収蔵しておくのが適当かどうかということはいろいろあると思います。これは、今回、高鷲の開拓記念館においても驚見の分校に長らく収蔵されていたものをやはり地元の皆様もある程度いろいろ選択をさせていただいて、そして今の与えられたスペースの中で収蔵できるものということで選んでいただいたということだと思います。

そういうことで、私も大和あるいは八幡にもございますし、そういったものを将来どうするかということをややはり知恵を絞っていかなければいけないと思っておりますし、たくさんあるものの中には、先ほど御指摘いただいたように、偕楽園であるとか、あるいは小中学校の教材として、最終的にはいろいろ触れて体験するという形で、一種の教材という形で使っていただくという形の使い方ができないかというようなことを考えておりますので、教育委員会に今いろいろと研究をしてもらっておりますけれども、やはりその方向づけをしてまいりたいというふうに思います。

（2番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。初めて市長さんに御答弁をいただいたので、非常にありがたく思っております。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして2点目の質問に移らせていただきます。

介護をする人を支える仕組みについてということでお尋ねをいたします。

少子化や核家族化、ひとり親家庭の増加、晩婚化、非婚化の影響で介護を子や孫に頼らざるを得ないケースが非常にふえているという状況の中、要介護者から見た主な介護者の6割以上が同居をされている人が主な介護者となっております。その主な内訳を見ると、配偶者が25.7%、子が

20.9%、子の配偶者が15.2%となっております。また、性別で見ると、男性が30.6%、女性が69.4%と、女性のほうが多くはなっていますが。

近年、晩婚化、非婚化ということの影響で男性が3割強、今や100万人を超えていると言われております。このうち、60歳未満の人は35%余りで、親の介護を働き盛りの独身の息子が介護を担うケースがふえ続けております。これはちょっと2011年の厚労省の調べではございますが。こういった息子介護の市のまず現状と息子介護にかかわる介護に向き合うときの問題、介護中の問題、介護後の問題についての仕組みや支援についてどのように対応されているのかお伺いしたいので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、介護者の全国の状況ですが、平成25年の国民生活基礎調査によりますと、男性の介護者は31.3%、そしてその男性介護者の約30%が60歳未満という結果が出ております。

郡上市の状況でございますが、郡上市のその介護者の状況につきましては、今月、市内の居宅介護支援事業者、これはケアマネジャー等の事業所ですが、17事業者ありますが、そのうち15事業者から聞き取りができましたので御報告しますが。

実際、在宅、その15事業者が担当している在宅介護の件数は1,444件ありましたこの中で主に息子が介護しているのは180件、全体の12.5%ありました。そして、このうち、その180件のうち、要介護者の高齢者と息子だけの世帯は85件ありました。

このような状況であります。息子介護の問題を考えると、さまざまにちょっと要因がありますが、一つは介護の孤立化と、もう一つは介護離職についてお話をしたいと思います。一般的に男性介護者につきましては、女性と比べて介護の情報を共有化するというか、なかなか仲間づくりが苦手ということがありまして、その介護というのは自分一人で抱え込む傾向があると言われております。

郡上市においても例外でもなく、一人で悩んでしまうというケースもありまして、市内のこのケアマネジャーの事業所からの聞き取り調査でも、介護について話せる人がいなく、情報交換ができていないとか、サービスの利用をやっぱり拒否といいますか、なかなか利用されないというようなところという状況も報告されております。

次に、介護離職についてですが、これは息子介護に限ったことではありませんが、これも当然、全国的に大きな問題となっております。市内の状況ですけど、先ほどの事業所の調査で、要介護者と息子さん、息子のみの85世帯のうち、60歳未満で介護を理由に働いてみえない方は2人みえました。

ただ、仕事をやめないまでも、やっぱり仕事、介護の両立というのは大変御苦労があるということ
は推測されます。

対策なんです、特に息子介護だからという対策をやっているわけではありませんが、特に親の
介護が始まった初期というのはなかなか知識とか技術が当然乏しい状態にありますので、余計不安
を抱え込む方が多いと考えられます。そういうところで、早期に公的な、とにかく支援につなげて
いくということを一番大切に考えておりますので、地域包括支援センターが相談の窓口としての役
割を担っております。ただ、行政でいろんな窓口を設けましても、なかなか敷居が高いというか、
いろんな事情あるんでしょうが、相談に見えない方もありますので、こういう場合はケアマネジ
ャーであったりとか、民生児童委員の方、そして見守り協力事業者の方から、どんな些細な情報で
もいただきますと必要に応じて市包括支援センターの職員が御自宅に訪問させていただきまして、
きめ細やかな早期対応に努めていっておりますし、これからもいきたいと考えております。

あと、介護者の孤立化ということで、介護者同士の交流の場の参加も大切だと考えております。
市のほうでは、平成27年から、これは認知症の方に対してですけど、「良良カフェ」という認知症
の方の御本人、家族の方との交流の場を現在は月1回程度ですが、開催しています。毎回50人ほど
来てみえますが。昨年度は、その参加者の中からやっぱり男性の方が出かけやすい場として新たな
卓球とか、ピンポンのような、新たなそういう会も生まれまして、交流が始まっております。

介護者の方が心とか体の負担を一人で抱え込むことがないように、その介護者同士の方の集まり
も大切ですが、その方が住んでみえる隣近所の方々からのお声かけというのも大変大きな力になる
と考えておりますので、介護者の方を支える支援としましては、行政初め、福祉関係の機関、そし
て地域の方とこれからも今後検討していきたいと思っております。

介護離職の問題につきましては、それぞれ御家庭の事情があるため、なかなか対応が難しいんで
すが、離職をせずに仕事と介護が両立できるように、職場において介護休暇であったりとか、介護
休業等の制度があればそのような利用とか、あと介護保険制度等のやっぱり公的なサービスも有効
に利用していただきたいと考えております。

あと、介護後の問題ですが、介護された方がその後お一人になられた後、生活を困られるという
こともあるかと思いますが、それは当然、介護をしてみえる段階から介護者にかかるケアマネジ
ャーなどがやはり寄り添った相談支援等困り事を早く見つけて、関係機関へつなぐことに努めてい
くことは必要かと思っております。

あと、市民の皆さんからどこへ相談していいのかとか、どんなサービスがあるのかということは、
今そういう御意見もありますので、今後もさまざまなこういう制度等の情報につきましては、ケー
ブルテレビであったりとか、広報媒体を通じた周知活動を今後一層進めていきたいと考えておりま

すし、まずは介護者と一番身近なケアマネジャーとか、包括支援センターの職員が適切なアドバイスが行えるように、研修等を通じて一層質の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） どうもありがとうございました。介護離職等の問題でも、やはり利用できる介護保険サービスなど知らずに離職とか転職をされている人が多分いると思います。自治体とかの情報提供が一層望まれるような状況ではあるとは思いますが。

こういった息子介護にかかわる件数ということが非常に市内でも多いというふうなことで、ちょっと驚きは持っております。ぜひまた今後もケアマネジャー、地域包括支援センターも通じて、いろいろ御尽力いただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回、この質問に至った経緯というのは、これ、美並のところで映画をちょっと見てきたときに、この方のプロフィールの中でも生活というのが80代の母の介護、収入というのが母の年金。未来という欄では見えないというふうなことがございましたので、市はどういうふうな状況なのかということで質問させていただきました。ありがとうございました。

それでは、3点目の質問に移らせていただきますが。

3点目につきましては、一応資料として皆様のほうにお配りをしております4番目と5番目の資料をちょっと参考にさせていただければと思います。

郡上市の公共施設等総合管理計画の中の概要版があるんですが、その概要版の中でインフラ系施設の道路に関して、市道や舗装済みの農道、林道については、道路パトロールや巡視による日常点検を実施しながら、ひびわれ、わだち掘れ箇所の把握を行い、事後保全により対応しているとありますが、まず最初に、道路パトロールや巡視について日常点検をされているということですが、頻度と範囲はどういったような状況であるかをお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、ただいまの森藤議員の御質問にお答えをします。

まず、道路パトロールや巡視による点検の頻度と範囲ということでございますけれども、基本的には職員が毎月1回、各地区、旧の7つの町村になりますけれども、7つの地域の市道、それから農道、林道等の巡視を2名で行っております。また、県市連携によりまして、県も県道の道路パトロールをやっておみえになりますけれども、そうした道中におきまして市道の異常が発見された場合は情報が入ってくるということにもなっております。

それで、パトロールを行うときには舗装補修材をその2名が持参をしております、道路の舗装における小さなポットホール等はその場で補修を行ってまいります。

また、そのときに簡単にできないようなちょっと大き目のものとか、そうしたものについては、後日、業者への委託によりまして早急に補修をするという体制でおりまして、あとまた市民の方々や自治会長さんからの連絡が入った場合におきましても、速やかに現場を確認しまして補修を行っているという状況でございます。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) 今御答弁の中で、頻度としてはやっぱり月1回ということでありまして。その月1回の点検ではなかなか市民の方に迅速に的確に対応するのは非常に難しいのではないかなと思います。

資料4ということでお配りしておりますが、こういった舗装割れとかというのは非常に多くあります。こういった要望に関しては、直ちに速やかに対処されることが本当に市民のサービスにとっではいいことではないかなとは思いますが、月1回ということでありましてなかなか隅々まで行き渡るということはちょっとないのではないかなというふうな思いをしております。

そこで資料5のところ、全天候型舗装補修材というものがあります。これは各振興事務所にあると思いますけれども、たまたまちょっと私知りまして実際使ってみたんですが、非常に便利で簡単であります。

使用方法というのは、まず対象のポットホールを補修前作業ということでごみとか砂を除去します。除去したら、すぐこの材料を投入する。それから敷均しということではちょっとならしていただきます。それからあと、通過車両かプレートで転圧。あと、補修完了。これだけです。補修していただいて、軽トラでもいいんですが、ちょっとその上通っていただくとか、あとスコップの裏側でトントンとたたかだけでも非常に効果はあります。

写真の中でもちょっと段差のあるところがあったんですが、ここちょっとやってみたんですけど、非常にうまいぐあいに行きました。非常に近所の方もちょっと喜ばれて、これは段差が減ったで、これはありがたい、便利なもんがあるんやなというふうな言葉もいただきました。

こういったものを市民の方にちょっと利用していただくというか、これは無制限ということではなくて、本当に生活道路限定などの条件をつけて、自治会長さんとか地区長さんとかに適量に支給するなどして管理を簡素化すれば、やっぱり市民の方に対して速やかに対応できるのではないかなというふうに。

問題点はいろいろと、ちょっと安全面とかいろいろあるとは思いますが、こういった考え方も、アイデアもどうかと思いますが、建設部長さん、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） ただいま御指摘でございますけれども、生活道路限定など、そうした条件をつけて自治会長さん、または地区長さんのほうに支給して対応ということでございますけれども、そうした面で御協力いただくのは大変ありがたいことではございますが、道路管理者といたしましては管理者が当然郡上市ということで、適正な管理が必要というふうに考えます。それで、万が一、その施工中に事故が起きるとか、当然車両も通行するようなところでございますし、そうしたまた今度逆に規制をしながらという、その規制は法的な根拠はどうか、そういったさまざまな課題があるかと思えます。それで、当然、施工後の安全管理上のこと、そうしたこともございますので、補修に関しては道路管理者が実施するというのが基本姿勢だと考えております。

また、そうしたポットホールと道路施設で異常を発見された場合には、建設部または各地域の振興事務所のほうへ電話でも結構ですので、御連絡をいただければ早急に対応するというような姿勢でおりますので、何とか市の姿勢といたしましては管理者である郡上市のほうでやっていきたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 今御答弁いただきましたやはり安全上の問題とか、いろいろありますが、ちょっと使ってみて非常に便利なものであるなということを感じましたので、ちょっと質問をさせていただきます。

道路管理者等でくまなく対応をまたしていただければと思えますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に移ろうと思いましたが、ちょっと時間の関係で質問はできなくなりましたので、本来ですと公園の環境整備ということで、公園の新規遊具の設置について市民からの要望がありますので、更新時期や新規遊具の設置に向けての状況とかをちょっとお伺いをしたかったんですが、また担当部長さんのほうにお話に行きたいと思えます。

少しだけ時間がありますので、ちょっと紹介をします。

先ほど高齢者の回想法ということもちょっと触れたんですが、刈谷市の郷土資料館へ行ったときに、昭和30年代の生活展と、こういうものがありました。非常に懐かしいという気持ちになるんですが。これちょっと中見ますと、昔のおもちゃとか、ブリキのおもちゃですけど、めんことか、ビー玉とかいろいろあるんですが、このときの年表を見ると、イメージしていただければいいんですが、1953年、昭和28年、私はまだちょっと生まれてはおりませんが、このとき、テレビなどの番

組として「笛吹童子」「ジェスチャー」。出来事としては、10円硬貨、スーパーマーケット登場ということでもあります。

私は1959年生まれで、34年生まれなんですけど、このときのテレビ番組は「少年ジェット」。イメージしていただければ非常に懐かしいなと思うんですが、「少年ジェット」、「豹の眼」。「鉄腕アトム」、これは実写版です。「ポパイ」「とんま天狗」「ララミー牧場」「ローハイド」。このときの出来事としては、皇太子・美智子様が御成婚、あと南極でタロ・ジロが生存、伊勢湾台風というふうなことであります。

まだまだアニメに関しては本当に1965年、このときは「ジャングル大帝」「スーパージェッター」「宇宙少年ソラン」。ソランには必ずチャッピーがついておりました。「オバケのQ太郎」。こういった番組などを思い浮かべるだけでも非常に懐かしいな、いい感じになるなというふうなことであります。こういったことが一つの回想法ではないかなと思います。

ぜひこの庁舎の例えば入り口でも鉄人28号の人形が玄関の横にあった、何かちょっとほのぼのととってもいいんじゃないかなというふうにして思います。

それでは、ちょっと締まりのない質問にはなってしまいましたが、以上で一般質問を終わらせていただきます。

丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

◇ 田代 はつ江 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

また、欲が深くて4つ用意したんですけども、先回、3月議会でできなかった分を最初に持っていきたくと思いますので、できれば今回は全部やりたいと思いますので、どうか簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

昨年行われました郡上市市民協働センター主催の第8回まちづくりフェスティバルでは、熱い思いを郷土に持ち、郡上のよさを見つけ出した、夢づくり、まちづくりの発表が多彩に行われ、大変感動いたしました。中でも、GOOD郡上プロジェクト提案発表では、中学生、高校生の皆さんのこれからの郡上市を築いてくださる心意気とアイデアに感動いたしました。

これまでのGOOD郡上プロジェクト実現発表では、鮎釣り選手権、ゆかたDAYが取り上げられ、大変好評でした。

静岡県袋井市は3月1日から市のPRや内外への情報発信を目的に、原動機付自転車のご当地ナンバープレートを交付されるそうです。218の応募作品から選ばれたデザインは、市のキャラクターを中心に配し、背景の図柄と色で特産のメロンと茶畑をイメージしたものだそうです。

今回の募集は、子どもたちにも郷土のPRを考える機会になればと市の税務課が広く呼びかけたところ、市内応募者の約7割を小中高校生が占めたそうです。プレートは排気量別で3種類で、合計1,500枚用意されたそうです。

今や自分たちの郷土をいかにアピールして皆さんにおいでいただくかということは、全国合戦です。訪れていただくのみならず、移住していただきたい思いは山々です。郡上は、幸い自然に恵まれ、文化、芸能に育まれた素晴らしい地域だと思っています。郡上市の原動機付自転車のご当地ナンバープレートの制作に、ぜひ小中高校生の力をかり、感性に任せたすばらしい郷土のイメージのPRに一役買っていただければいいかなと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、ご当地ナンバーの件につきまして、お答えをいたします。

この御当地ナンバーの導入につきましては、田代議員さんおっしゃられましたように、子どもたちを初め、市民の皆様の郷土愛の醸成、それからいわゆるシティプロモーションあるいはシティセールスといえますか、観光的なPR含めまして非常に有効なことであろうというふうに受けとめております。

県内のご当地ナンバープレートの導入状況ですけれども、42市町村のうち、14市町村において導入されていることをごさいます。県内のこの市町のご当地ナンバープレートの導入の経緯は、いろいろと調べてみますと、半数以上の市町におかれまして、市政とか町政、そうした記念事業として実施されているようでごさいます。また、ご当地ナンバープレートの図柄につきましては、マスコットキャラクターを用いたものや、その市の特徴的な風景、素材をやっぱりあしらわれているということでもあります。

郡上市の現在のナンバープレートの在庫枚数は実は2,000枚ほどありまして、これで5種類のナンバープレートに対応しているということでもありますけれども、中には相当長い期間、この在庫の中で対応できるものもあります。しかしながら、郡上市には今後、ご当地ナンバーどうするかということにつきまして、しっかりと市長協議もしながら検討をさせていただきました。

それで、私としては税務課からのいわば観光立市へのアプローチの一つとして、こういうことを実行していくと、実現していくということを前向きに検討させていただきたいというふうにごさいます。

実施時期につきましては、市民の皆様の機運ということも考えまして、合併のこの記念の15周年というのはもう迫っておりますので、そういうタイミングで実現ができればというふうなことを思います。

小さなプレートでありますし、必要な書いてある事柄もありますので、そんなに自由なデザインができるわけではありません。それで、子どもたちだけというふうに限定するよりは、もう少し広くデザイン募集をする中で皆さんに関心を持っていただいて、こうしたものを市民の皆様参加のもとに制作をしていこうというふうなことがいいのではないかということです。考えていきたいと思えます。

5種類のナンバーのうち、50cc、90cc、125ccと、この3種類くらいつくれないかなということと、それからできれば既に交付してあるナンバーもそれができればそれと交換して、より広く皆さんにそれを使ってもらえるような取り扱いができないかと。

それから、在庫が無駄にならないように、従来のものをお望みの方にはそれをお使いをいただくとか、あるいはご当地ナンバープレートにつきましては一定の限定発行のようにしまして、また次の白いプレートも使っていくと、そんなようなことを総合的に考えながら、ぜひ前向きに進めていきたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 前向きに考えていただけるということで、よろしく願いしたいと思えます。

先ほども言われましたけれども、兵庫県の洲本市では、ことし4月から交付されているそうなんですけれども、申請があれば従来のプレートと無料で交換をしてるということです。その辺も一緒に御検討をいただきたいと思えます。

次に、火災予防についてということで質問をしたいと思えます。

地震時における通電火災を未然防止というのがまず1点目なんですけれども、以前、感震ブレーカー設置費補助について一般質問をし、お願いをしたことがありますが、その後、検討をされたのかどうかということをまずお聞きしたいと思えます。

東日本大震災以降、日本のあちこちで地震が起きております。テレビを見ていて地震速報が流れても、以前ほど驚かなくなりました。いつ起こってもおかしくないと言われながらも、いつしか心の中ではこの辺は大丈夫なんて慢心な気持ちになっているようです。

先日、熊本地震のところへ総務委員会の皆さんで視察に行かせていただきました。地震の状況とかいろんなことをお聞きしながら、いろんな質問が出たんですけれども、熊本市においては、今な

お4,000回以上ずっと、あれから以来ですけれども、震度1以上の地震がずっと続いているということで、大変な思いをされているんですけれども。

この熊本というところは、かつては余り大きな地震が来るというところではなくて、それで皆さんの中には地震の来ない熊本ということでPRをしていたくらい、地震に関しては余り恐怖感も持っていなかった。それで、郡上市とか、そこらじゅうと一緒になんですけれども、いろんなマニュアルをつくったり、そういうことはしてたけれども、それは絵に描いた餅だけであって、実際、それを本当に役に立てていたということはなかったというふうに、そういうふうにおっしゃってみえました。

ちょっと話戻りますけれども、通電火災は大地震による停電が復旧して再び電気が通じた際に、倒れていた電気ストーブなどの家電や断線した電気コードが火元となって起こる火災です。避難する際にブレーカーを落としたりする余裕がないことから、二次災害としての通電火災が引き起こされます。地震の揺れを感知して自動的に通電を遮断する感震ブレーカーの設置が火災予防に効果的であると思いますので、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

先回の質問の折、簡易タイプでは約3,000円から4,000円のものもあり、郡上市全体への設置推進についても今後検討していくという答弁をいただきましたが、その後、このことについてもどう取り組んでみえるかを教えてください。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、感震ブレーカーの設置補助と、それから先回以後の設置推進についての取り組みについてお答えをします。

郡上市において、昭和56年以前に建てられた木造住宅については、木造住宅耐震補強工事補助事業等によって耐震診断及び耐震補強工事の経費補助はありますが、この感震ブレーカーの設置工事はこの補助事業の対象外となります。現在のところ、感震ブレーカーの設置にかわる補助金制度はありません。

それから、設置推進の取り組みについては、消防本部のホームページで情報提供し、普及啓発を行っております。それからまた、昨年の市の女性防火クラブの防火防災市民講座において、感震ブレーカーの有効性と種類等について講習を実施しております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 補助制度はないということですが、この出前講座においていろいろとそれを広げてみえるということですが、この市の女性防火クラブというのは、とりあえず

今、郡上八幡だけなんですけれども、この方たちがどのような方法で市全体のところへ出前講座に行かれて、それを広げてみえるかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） 済みません。出前講座は、一応市全体を対象に、その自主防災会とか、それから防災士とか女性の方を対象に実施をしております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） はい、わかりました。

それでは、もし公共施設の中で、この感震ブレーカーをつけていくという、そういう計画というのはないのでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） 市の公共施設については、感震ブレーカーの設置はありません。ですが、今後、検討していく必要性はあると考えております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 今建設をされつつある仮称ですけれども歴史資料館とか、そういうところにはぜひともこういう感震ブレーカー等も今後つけていただきたいと、そういうふうに思います。各家庭にも順々にそれをつけるように推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、住宅用火災警報器の保守点検についてということで質問をしたいと思います。

住宅用火災警報器の設置が義務づけられて、早いもので10年が経過しました。今年の6月現在で、郡上市における推計設置率が74.3%とお聞きしました。この数字は、岐阜県、また全国の設置率をはるかに上回っています。また、奏功事例件数でも平成25年度6件、26年度7件と確かな功を奏していると思われました。ここでお聞きいたします。10年が電池交換の目安、また器具の寿命とお聞きしましたが、どのような方法でこの時期を知り、交換するのでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） では、電池及び機器の本体の交換を知る方法についてお答えをいたします。

電池の寿命は、メーカーや使用頻度によっても異なりますが、約10年となります。本体を取り外しますと裏側に機種とか形式とともに使用電池と電池寿命が表示してあります。ただし、電池が切れる際には、設置から10年が経過している場合がありますので、本体内部が経年劣化しておることも考えられるために、本体を交換することも推奨されています。

電池切れを知らせる音の一例としましては、「ピッ、電池切れです」を3回繰り返した後に、約40秒置きに「ピッ」というふうに鳴るようなというようなものがあります。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 我が家でも、時々ひもを引っ張って点検をしております。「正常です」という機械音が返ってくるのですが、先日たまたまちょっとやってみようと思ってひもを引っ張った後、今消防長がおっしゃったように、「正常です」という音の後に「ピッ、ピッ」という音が間隔を置いて鳴りっ放しになりました。器具の故障なのか、電池交換なのかわからなく、とりあえず電池を交換しました。今現在、作動はしているものの、いざというときに本当に作動してくれるのか、少々心配になりました。電池交換時の目安は10年とわかりました。

器具について、もう少し詳しく交換時期を示してください。

また、ひとり住まいの高齢者の方への指導等もお聞きしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 消防長 桑原正明君。

○消防長(桑原正明君) それでは、器具本体の詳しい交換時期についてお答えをします。

郡上市火災予防条例で次のように定められております。自動試験機能付にあつては異常音により交換すること。それから、自動試験機能付でないものについては、交換時期が本体に表示してありますので、この交換時期が経過しないように交換することということになっております。

この自動試験機能付というのは、本当に自動試験機能付という表示がしてありますし、多くの機器がこれに該当すると思います。定期的に自動で機器が適正であるか確認する機能がついたものがあります。これが異常があると異常音の一つの例としては、「ピッ、ピッ、ピッ、故障です」というのを3回繰り返した後に、やはり40秒置きに「ピッ、ピッ、ピッ」というふうに鳴るといようなものです。

それから、作動試験についてですけれども、たとえこの自動試験機能付であっても、最低1年に1回は実際に警報音がなるかどうか確認することを推奨しています。作動確認により、機能の異常が判明した場合には、点検または交換していただくことになります。作動確認の方法は、機器についている警報停止ボタンを押すか、引きひもを引くことで、「ピッ、正常です」あるいは「ピッ、ピッ、ピッ、火事です、火事です」といような音が鳴れば正常ということになります。

あともう1点、ひとり住まいの高齢者の方への指導等ですけれども、平成27年度から市のミニ行政パートナー事業として電器商業組合と契約をし、高齢者世帯など自分自身で点検や取り付けが困難な場合に無料で点検する事業を行っております。しかし、ひとり住まいの高齢者の方などにはこの制度がうまく浸透していないことも考えられますので、さらなる周知活動に取り組みたいと考えています。

また、市の関係部局と連携を図りながら、地域ぐるみで取り組めるようにチラシ等を作成して、自治会等にも働きかけていきたいと考えております。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 詳細にありがとうございました。機械の裏にそういうことが書いてあって、これが一応基準になるとか、そういうことは余り皆さんも御存じないと思いますので、こういうことのPRも重ねてお願いをして、交換すべきは早いうちにしないと、いざというときに役に立たないと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に入りたいと思います。

犬のふんの放置についてということで、質問をさせていただきます。

近年、家庭で犬を飼ってみえる人が非常に多くなっています。今さら一般質問で取り上げる問題ではないかもしれませんが、まちの人の声と実際自分が歩いてみて気がつき、これは観光に力を入れている市として何らかの方策をとらなければいけないと思ったのが犬の散歩時のふんの放置です。もちろん、飼い主さんのモラルの問題ですが、よその家の玄関先への放置もありますし、夜ウオーキングをする人が暗がりやで犬のふんに気づかずふんづけてしまうこともあるそうです。

家の前のふんは、とりあえずその家の人が見かねて朝掃除をされますが、どこの家の前でもない道路の真ん中にぽつんと残されたふんは、誰にも取り払われず、次から次へと通る車に踏まれて道を汚しているようです。

最初にお聞きします。犬のふんの放置で市のほうへ何とかならないかという苦情等は寄せられていないかということをお願いしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) お答えいたします。

犬のふんにつきましては、郡上市ポイ捨て等防止条例の中で飼い主の責務及び飼い主の遵守事項を定め、飼い犬等のふんにより、道路、公園等を汚すことの防止を定めております。

御質問がありました市内の犬のふんによる苦情件数でございますが、市へ直接連絡があったものは、平成28年度は1件、八幡でございます。本年度は今のところございません。苦情の内容といたしましては、公園敷地内へのふんの放置というものでございました。また、自治会からの犬のふんの持ち帰り啓発看板の設置申請でございますが、平成28年度は3件、内訳といたしまして、大和町2件で4枚でございます。八幡町は1件で2枚でございます。本年度、きょう現在でございますけれども、白鳥町の1件で1枚の申請がございました。各地域で設置いただいております。

また、自治会からの要望により、犬のふんの処理に関する回覧文書を作成し、平成28年度では1件、本年度、きょう現在でございますが1件ということで、いずれも白鳥地内で回覧し、注意を呼びかけております。

以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。大変にそういう苦情の件数が少ないということは、多分、これは皆さん感じてみえても、市へこんなモラルのことを一々苦情として届けるのかどうかということでもちゅうちょされているという部分は私はあると思います。この話を私は一般質問で今回やりたいなと思ったのは、あちこちからもそういう話を聞きましたし、またこの話をしましたら、ちょうど郡上八幡駅の近くに住んでみえる人が、今回、郡上八幡の駅が大変周辺がきれいになったけれども、あそこも犬の散歩コースになっていて、あそこのふんもひどいですよという、そういう話を聞きました。本当にこれはモラルの話ですので、こんな議会で取り上げる、一般質問で取り上げることじゃないかと思えますけれども、せっかくこの「観光立市」を目指している郡上八幡ですので、皆さんに気持ちよくおいでいただくことももちろんですし、やっぱりきれいなまちを目指すためにこういう足元からこういうことをきちんとしていくということは大事だと思います。

昔、以前、伊豆の旅行に行った娘が、犬のふんの放置について旅先でユニークなポスターを見つけました。そのとおりではいけないということで、まねをしてみましたが、郡上市でもこんな警告のポスターを張ったらどうだろうというのがこのポスターです。

「犬の皆さんへ」というポスターで、「人間をお散歩に連れていくときは必ずスコップと袋を持たせましょう」というふうで、人間の皆さんじゃない、市民の皆さんでなくて、「犬の皆さんへ」という、こういうユニークなポスターが伊豆のほうで張ってありました。

これ、以前に私も何年か前ですけれども、環境課のほうへこういうのがありますよって言ったら、少しまちのほうへ張り出していただいたことがありましたので、まちでも少し見かけたことありますし、きのうはちょっと武洞のお墓へお墓参りに行ったついでに見ましたら、ちょうどふんの放置を何とかという、そういうこれとは違った看板ですけれども出ておりました。でも、もうそれは雨でコケが生えたようになっていて、余り大して功を成しているような感じではありませんでしたので、再びこういうことにも取り組んでいただいて、本当に良心に訴えられるような、そういうことをやっていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

また、次のあれとして、本年観光立市を全面的に打ち出した郡上市が、ただいまの質問を含めて、そしてまちの環境にも心を配るべきだと思えました。例えば吉田川とか小駄良川に排水される水も

洗剤の泡と思われる汚水で、せつかくの水のまのイメージダウンにつながっている場合もあります。観光立市の取り組みの中で環境に関することがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

御質問のように、今年度、市では郡上市観光立市推進本部を設置し、持続可能で元気な郡上をつくっていくため、さまざまな施策を進めることとしていますが、その中で環境や自然環境の保護についても取り組んでいくこととしております。

まず御質問のような、河川における洗剤の泡と思われる事案につきましては、状況によりまして、県、それから環境課と水質及び原因の調査を実施しまして、関係地域自治会等への情報提供の依頼、それからまた注意喚起のための文書による回覧を行っております。

これからは下水道への接続はもちろんでございますが、すぐに切りかえができない方は洗剤の使用量の節約ですとか、環境に優しい石けんを使用するなどの協力を、またこのような状況写真を文書に盛り込むなど、わかりやすい工夫を考えておりますので、よろしく願いいたします。

とにかく、このような洗剤の泡等の対策につきましては、市民の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。こうした河川環境を守るために、昨年度、郡上市清流長良川等保全条例を制定いたしました。本年度は、この条例の理解とそれから重要な観光資源でもある清流等の環境保全への意識を浸透させるために、清流条例推進事業として次の事業を予定しております。

条例をわかりやすい形で周知するため、概要パンフレットを作成し、全戸配布を予定しております。また、条例を周知、理解していただくため、市内7カ所に看板の設置を予定しております。さらに清流保全を考えるためのシンポジウムやフォトコンテストを実施いたします。その他清流教育、河川清掃活動などを進めることによりまして、郡上市観光立市の景観や自然環境の保全につながると考えておりますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございました。

それでは、4点目の質問に入りたいと思います。

女性の働き方改革と支援ということで質問をさせていただきます。

深刻な人口減少問題に加え、人口減少の速度以上に高齢化のスピードが速いと言われております。一方で、長寿命化も進み、今日本に100歳以上の高齢者は約7万人おみえになるが、50年後には70万人になるとも言われています。これは日本人の100人に1人が100歳という社会になるということです。

高齢化と長寿命化が同時に進む中、持続可能な社会をどう構築していくかということで、国は地方創生や一億総活躍、働き方改革など次々と政策を打ち出しています。働き方改革では具体的に、今後の労働人口の減少を見越し、特に高齢者や女性が働く環境を整えることで生産年齢人口が急激に減ることが緩和されると言われています。それには女性が活躍できる環境を充実させ、子育て支援に力を入れることが最も大切なことだと思います。

最初にお聞きいたします。郡上市庁内では、女性が活躍できる環境づくりにどのような改革をされているのでしょうか。

このことと、それから次に質問することに関しましては、今までの今回の一般質問等でもう答弁を皆さんがいただけてみえますので、ちょっと重複することがあるかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 郡上市における女性の活躍しやすい環境づくりと子育てについてでございますけど。

1点目としましては女性活躍推進法に基づく郡上市特定事業主行動計画というもの、それからもう一つは郡上市職員の子育て応援行動計画、こういったものをつくって女性が活躍できる環境づくり、それから子育てしやすい支援ということに取り組んでおります。

具体的な内容でございますけど、3つの大きな目標を抱えております。1点目につきましては、管理職に占める女性の割合を平成31年度までに20%以上にするというものでございます。これは29年度が16%ということでございますので、31年度までに20%にしたいというふうに思っておるところでございます。

そのための取り組みとしまして、女性のキャリアアップ研修ということでさまざまなキャリアアップを行っておりますそういった研修に女性の積極的な参加を促しております。また2点目としましては、自治大学校等がありますので、そちらのほうについても女性の職員を参加するようなところも行っております。それから、その取り組みの3としましては、管理職の女性職員と一般の女性職員、そういったところの意見交換会、そういったものも行っておるところでございます。

それから2点目の目標でございますけど、男性の配偶者出産休暇等の取得率の目標率を掲げております。これは平成31年度までに80%を目標としております。この今までの経過でございますけど、その配偶者出産の休暇の取得率でございますけど、27年度が65%、28年度64%と、こういった数値になっておりますので、これについての80%以上を目指したいというところでございます。

そのための取り組みでございますけど、出産を控えております男女の職員に対してこういった制度があって、積極的に活用していくことの推奨を行っております。

また、2点目の家庭における休暇等ということでございますけど、そういったところで、今夏季休暇というのが7月から9月間、3日間の特別休暇がございますけど、それに合わせまして、年次有給休暇をさらに3日間計画的にとるよう、こういったところも推奨しております。

それから、今言ったような制度がこの郡上市職員のための子育てハンドブック、こういったところに全てまとめられておりますので、こういったところを職員に周知して積極的に活用するようなことも進めて推奨をしております。

それから3点目として、定時退庁をする職員の割合ということで、平成31年度までに月に8割以上の定時退庁する職員の割合を75%以上にするというようなところも掲げておるところでございます。これにつきましては、28年度は78%ということでおおむね目標を達成しております。これは時間外勤務の削減、働き方改革に関するものでございますけど、そういったところの取り組みというものでございます。

この取り組みの実例としまして、8のつく日に定時退庁にするようなことについてのインフォメーション等で行っておりますし、年間の時間外の総量ですね、そういったものについても規定をして、そういったところで時間外の勤務時間を削減する、そういったところの取り組みもしておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。働き方改革については数値を目標に上げて、それに近づくように頑張ってみるんですけども、行く行くはこの庁舎で行ってみるようなことが一般の企業のほうでもこういうふうに広がっていくといいなということを思いました。

その次に、最後のところですけども。

本当にこのことについては初日に14番議員の質問の中で明確な回答を出されましたので、ですけども、一応市民の声としてさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

韓国では大学を卒業しても3割から4割の人しか就職できないと、そういうふうに使われているのに対して、日本ではほぼ100%の人が就職できるにもかかわらず、人手不足に陥っています。ここで若いお母さん方の話を聞きました。「自分の調べた範囲では見つけることができなかつただけかもしれませんが、郡上市の中には土曜日に子どもを預かってくれるところがどこにもないと思います。仕事をしていても土曜日にどうしても出なければならない仕事があると大変です。あちこち保育園に当たってみました、1園だけ土曜日保育をやってみえるというところがあったそうです。しかし、そこはその園に日常通園している子どもに限っているということで、本当にどこかあったら」ということで、そういう相談をされたんですけども、初日のお話では土曜日保育やっているとあるというふうにおっしゃいましたので、そのことについて詳細に教えていただき

たいと思いますし、また土曜日保育に関しては費用も多分少し高くなると思うんですけども、パートに行ってみえる人がそれ以上の保育料を出してでも預けなければならないというのは、やっぱり仕事を重視にしたところに休めないという、そういう思いの中にあると思いますので、そういう方にたとえ少しでも補助が出していただけたらなんて、そんなことも思いましたので、土曜日保育をやってみるところと費用等について少し詳しくお話をいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） お答えします。

まず、公立の保育園の状況ですが、公立保育園は9園あります。そして、土曜日の保育ですが、在園児は希望保育という名前で、そしてまた在園児でない場合は一時預かりとして保育する体制をとっております。

公立保育園の4月以降の希望保育とあと一時預かりの状況を確認しましたが、実際に希望保育の実績があったのは4園です。その中で、利用実人数としては4園は大体1人から5人ほどの利用がありました。未在園児というか、一時預かりにつきましては実績がありませんでしたが、全体としてそれほど多くない実績です。

なお、一時預かりにつきましては、郡上市一時預かり事業実施要綱によりまして運用しておりますが、利用を希望される場合には在園してみえないお子さんですので、安全にお預かりをするためにも事前に保護者の方と子どもさんにお会いして、子どもさんの体調等を確認させていただいております。

私立の保育園では、土曜日の保育につきましては在園児の希望保育は行ってみえますが、一時預かりについては行っていないところが大半となっております。

利用料金のほうにつきましては、一時預かりにつきましては、3歳未満児につきましては、1日の場合は1,600円となっております。時間ですので、例えば半日ということになりますとその半額ということで800円。3歳以上になりますと1日ですと1,000円、そして半日となりますと500円というところで料金をいただいております。

助成につきましては、現在、この料金体系でそれで、例えば利用料金の減免につきましては生活保護にかかる世帯であったりとか、非課税の方、あと母子世帯については利用料が免除されることになっております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 何度も何度もこのことをお聞きして、本当に済みませんでした。今はまだ少ない現状かもしれませんが、実際、こういう声が相談されたということは、本当に土曜日

にも働きたいけれども、子どもを見てもらうところがないという、そういうお母さんがあちこちにあったということです。今後、女性の働き方改革でこういうこともふえてくると思いますので、どうか今後の検討課題としてもう少しやっぱりみんなに周知できて、そして余り難しくなくて、簡単に扱っていただければいいような、そういうシステムのほうをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大変走りましたけれども、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時51分)

○議長（渡辺友三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時03分)

◇ 原 喜与美 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

最終日の一番後ということでトリを務めさせていただきますが、内容は幼稚な内容でまことに申しわけありませんが、ひとつよろしく願いをいたします。

最初に、山林の竹の侵入対策ということでございますが。

最近、市内の山林でも目立つのが竹の山林への侵入でございます。侵入という言葉がいいのかはちょっとわかりませんが、そういう表現をさせていただきます。竹林として有効利用をされている場合は、これは問題はないんですが、私が心配しますのは、優良な山林に竹が侵入することによって、せっかくすばらしい山の形態が保たれておるのが変わってしまうのではないかとということに懸念を感じておるものでございます。

これらの竹は、以前から山林に自生していたものもあれば、里の近くに人為的に植えつけられたものも、それが繁茂したという、またその勢力を伸ばして人工林や天然林へと侵入をしているというようなケースが考えられます。

竹におきましては、生育の範囲が限られておまして、標高が高くなりますとその地域では余り広範囲に繁茂しないということがございますので、郡上市内全域に拡散とか拡大をする心配はない

かとは思いますが、生育可能なこの平たんの地域におきましては、山林においても竹が繁茂するのではないかとということで、このまま放置しておりますとその竹の繁茂によるおそれがあるのではないかとということをご心配しておるわけでございます。

異常にこのたけが繁茂しまして山林全体を覆い尽くしてしまうというようなことはたとえないにいたしましても、これ以上竹の侵入、または繁茂を放置しておくことが優良な山林の維持にとってどのような影響があるのか。私は、大きな危機感を抱いております。

そこでお尋ねをいたしたいのは、山林への竹の侵入が優良な山林にとってどのような影響を及ぼしておるか。また、侵入した竹は除去したほうがいいのか、またそのままでいいよというようなことか。また、その侵入した竹、もし除去するとなりますと、その除去した竹の利用価値というのはあるのだろうか。ただ、切って捨てるほかないのかということ。また、今後、その侵入繁茂を食い止めるよい策とございますか、そういうものがあるのかなのか、その点についてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、3番 原議員さんの山林への竹の侵入対策についてお答えいたします。

幾つかの点で御質問を受けましたので、順次、回答をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、森林の状況なんですが、郡上市の竹林の面積ですが、郡上市の森林簿によりますと81.95ヘクタールとなっております。市全体の森林面積に占める割合としましては0.09%ということで、わずかなものでございます。

竹林から得られる生産物といたしましては、タケノコや竹材、竹炭などがありまして、食材としてのタケノコについて自家消費のほか、今では一般に市内の朝市ですとか、青空市で販売がなされております。

しかし、用材としての利用のほうなんですが、代替の資材が普及されたことによりましてほとんど利用されなくなっているというような状況でございます。現在、多くの竹林ですが、管理が十分になされず、放置されたままというふうになっております。

岐阜県内で竹林に関する研究は余りなされてないのが状況でございます。今まで他県で検証された報告事例がございますので、それに基づいて御回答したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、1点目の竹の侵入が山林にとってどのような影響があるのかということですが、樹木の影響といたしましては、竹はタケノコの状態で一気に成長しまして、そこで枝穂を広げ生育する

ために、竹によって光を遮られた低い樹木は生育が悪くなり、枯死することがあるというふうな報告がなされております。また一方で、逆に竹よりも樹高の高いヒノキ林内では竹のほうが枯死するということも報告されております。

もう1点ですが、生物多様性の影響の観点では、竹が優勢になりますと光を遮りまして、林床が暗くなって、下層の植物が乏しくなって、昆虫類、鳥類の種類も減少するというので、生物多様性の面でも低下することを招くということがあるということの報告がなされております。

公益的機能に与える影響としましては、竹林では地表から30センチに地下茎が集中しまして、雨水が地下の深くまで浸透しないということで、水源涵養機能への影響があるというふうなことも報告されております。

また、平成10年9月に高知市の豪雨によりまして崖崩れの地点、3分の1は竹林で発生したという報告がありまして、放置された竹林では地下茎が枯死し、地表の植生が少ないことから、土砂災害、表層崩壊等の危険性が高いという指摘もございます。

その一方で、竹林の拡大について、洪水、渇水、表層崩壊、表面侵食を助長させる可能性は低いとする研究報告もございまして、現時点では科学的にもまだ十分に明らかになっていないのが現状でございます。

いずれにしましても、竹林を十分管理しないで放置しておくことは、他の樹木の成長を阻害する点ですとか、景観や公益機能の観点から好ましいことではないというふうに考えております。

続きまして、竹の侵入、繁茂を食いとめる方法でございしますが、竹林の拡大防止につきましては、竹の地下茎が先ほど申し上げましたよう地表から30センチほどの深さということでございますので、50センチほどの溝を掘りまして、そこに波トタンを埋設することで抑止できるというふうな報告がございします。

また、継続的に伐採を行うことにより、竹を除去できるということもございまして、この方法では数年間、タケノコが発生しなくなるまで伐採を続ける必要がございます。以前に美並地区のほうで私有林におきまして3年間竹を伐採し続けた結果、竹が発生しなくなったという実例もございします。

このほかに、除草剤による駆除方法もございしますが、周囲の環境への注意が必要ですし、また枯死した竹が残り、景観に悪影響を及ぼすために、またその竹を伐採する必要があるということでございます。

3点目の竹の利用方法についてですが、竹材の利用ですが、土壁の下地ですとか、天井の建築資材、かごやざる、ほうきなどの生活用品、竹炭やチップ材などの燃料、このほかに弓矢ですとか、楽器などの工芸品などの利用方法が多様ございますが、しかし、代替手段の普及によりまして需要は減少しているような状況でございます。

このほかに竹材の利用方法として岐阜県ではキノコの菌床ですとか、舗道の路盤材、教育用の楽器などの活用について研究が進められていますが、いずれにしても現在ではまだ生産コストが高く、費用対効果の観点からも実用化には至っていないのが現状でございます。

最後に、よくするための支援事業とはどんなものがあるかという御質問だったと思うんですが、荒廃をした竹林を整備する制度事業といたしましては、現在、国庫補助事業の森林山村多面的機能発揮対策事業ですとか、岐阜県の森林環境税を活用いたしました里山林整備事業、また郡上市の単独事業でございます小規模森林整備事業などがございます。こういった事業、平成25年度から27年度の3年間でこの事業を活用しまして、八幡町、高鷲町、明宝で合計ですが2.26ヘクタールの侵入竹林の除去や整備を行っております。これらの事業は、森林所有者個人を初めとしまして、自治会組織、地域の任意団体が事業主体となって実施することができるものでございます。

事業の内容に採択基準や助成額が異なりますが、一般的な侵入竹林の除去ですとか整備では、1ヘクタール当たり約7万8,000円から38万円というふうな助成金を受けることができますので活用していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。今の答弁の中で、なるだけなら除去したほうが良いというお話で、いろいろな事業、補助事業等も検討されておられるということでございますので、私といたしましては、先ほども申し上げましたように、竹の侵入は大きな支障を来さないかもしれません。また、今すぐ大変なことになるということにならないかもしれませんが、現状、山の所有者の方々も山の管理につきましては、どちらかといいますと放棄したような状況に近いと、そういう中であって、また竹が繁茂すると優良な山林がますます荒廃をしていくということになりかねませんので、今答弁ございましたいろいろな補助事業等を検討されておられるということでございますので、山林所有者に啓発運動をしていただきまして、そして少しでも除去して優良な山林が保てるようお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

外来生物、いわゆる日本固有の生物じゃなくって、外国から入ってくるという意味の外来生物でございますが、その外来生物によります生態系への影響に対する市としての取り組みはどうなっておるかということでお尋ねをいたしたいと思っております。

市内の外来生物についてどのような把握をされておられるかということで、またそれらの対策については詳細にはどのようなことをされておられるかということでお伺いをしたいと思っております。

最近、外来生物の繁茂、または繁殖による生態系への悪影響と、特に農業者の方々におきましては農作物等への被害拡大が問題化をしております。獣害となっております既存のいわゆる鹿やイノシシ、また猿などと同様に、アライグマとか、ヌートリアなども外来生物として大変な被害をもたらしております。

また、動物ばかりでもございません。外来生物の中では魚類では皆さんも御存じのようなブラックバスとか、また水生生物ではカミツキガメとか、またこれらは特に危険な生物ということで恐れられておりますし、また植物では問題になっておりますセイタカアワダチソウ、またオオキンケイギク、これは黄色い花で大変きれいなんで残してみえますが、このオオキンケイギクについてもかなり繁茂をするということで、最初はきれいなということで残しておっても、後で大変なことになるということも聞いております。

こういった外来種の日本上陸といいますか、日本に入ってくるのは数え切れません。そこで、外来生物は、特に私懸念しておりますのは、もとはペットとして家庭で飼育されていたものを野外に放したというのも大きな原因の一つになっているというのも報道等でよく耳にします。

この外来生物は渡り鳥が運ぶ場合や、または風に乗って飛来する場合、防ぎようのない場合もございますが、ペットなどによる、今申し上げました人為的に侵入するものは何とか食い止められないものかなということをおもうわけでございます。

防ぐ困難な侵入経路については、市としても対策を講じるのはこれは難しく思われますが、今申し上げましたように、人為的に侵入するものについては、特にこれは環境省の特定外来生物規制等で規制もされておりますので、市においてもそれらは守られておられると思うんですが、この特定外来生物に規制されていないペットなども多くありまして、これらを市としても何らの対策で検討をされておられると思いますが、どのようにされておられるのか、お聞きをいたしたいと思っております。

質問続けますが、外来生物のうち、動物のペットとして飼育を市民の方々にやめてくださいということはこれはできないと思っておりますが、自粛をしていただきたいとか、または放置するということはこれは絶対だめというようなことについての啓発、また啓蒙運動等々、市ではどのような方策をとられておられるのか。この辺について詳細についてお聞きをいたしたいと思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

外来生物につきましては、生態系への影響等の危惧が高まってきたことを受けまして、平成17年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が施行されました。この法律により、外来生物のうち、生態系や人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるものが特定外来生物として指定され、その飼養——飼いで育てることですが、飼養、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つこと、そして種をまくこと等が禁止されました。これに違反いたしますと、個人の場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合ですけれども、1億円以下の罰金が課せられます。大変厳しいものがございます。

また、被害の発生を防止するため、必要があるときは防除を行うこととされました。施行当時は42種類の動植物が特定外来生物に指定されておりましたけれども、順次追加されまして、現在は110種類が指定されております。

市内の状況でございますが、農作物の被害につきましてはヌートリアによる被害額が平成28年度でございますが約20万円、割合といたしましては全体の0.6%でございます。

ブラックバス、カミツキガメにつきましては市内ではこれまで発見されておりませんが、県内では長良川下流でブラックバスの一種でございますオオクチバスが、それから長良川の支流にある伊自良湖では同じくブラックバスの一種でございますコクチバスが発見されております。

植物につきましては、オオキンケイギクのほか、アレチウリ、オオハンゴンソウの生育が確認されております。なお、セイタカアワダチソウにつきましては特定外来生物の指定が検討されている段階のため、市といたしましても現時点では防除の対象には考えておりませんが、生態系へ影響のおそれがあると言われておりまして、状況把握等に努めてまいりたいと考えております。

対策といたしましては、昨年度、郡上市清流長良川等保全条例を制定し、その柱となる4つの基本理念の中に生物多様性の維持をうたっております。そして、施策といたしまして、外来生物対策等の必要な施策の実施に努めなければならないこととしております。今年度、条例の周知のため、パンフレットの作成ですとか、看板の設置、それからシンポジウムの開催などを計画しておりまして、外来生物に対する意識の啓発に努めることとしております。

侵入阻止につきまして動物の飼育登録制度についての御質問をいただきましたけれども、先ほど述べましたように、法律により、学術研究等の目的以外では特定外来生物の飼養が禁止されるなど厳しく規制されておりまして、市といたしましては法規制の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、植物では道路工事での法面種子吹付工において、過去には外来生物の種子が混合されておりましたけれども、現在、市では生態系に影響の及ぼすおそれのある外来生物を材料選定の協議で除外することとしておりまして、県道や国道及び高速道路でも同じく使用しないといた取り組みがなされております。

侵入した特定外来生物の駆除ということでは、オオキンケイギクなどの植物につきましては、いき平成22年度より郡上土木事務所と協力いたしまして駆除を実施し、郡上クリーンセンターにおいて焼却しております。

白山ユネスコエコパークにおきましては、本来、白山には生育していないオオバコ等の平野部の植物が多く侵入してきておりまして、地元や関係団体と協力しまして駆除を実施しております。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） ありがとうございます。今、部長に答弁いただきましたが、動物も私大変危惧しておりますが、今植物のオオキンケイギク、これは本当に見た目はきれいなということで、なかなか見られた方も除去されないんです。これ、きれいだなということで残されるんです、むしろ。草刈りのときに一緒に刈っていただければよろしいんですが、きれいだから残しましょうよって残す、それがまた繁茂するということがありますので、市民の方々が、本当その辺周知されておられないと思うんです。

また、今お話ありましたセイタカアワダチソウ、これはまだその指定がしてないかもしれませんが、このセイタカアワダチソウはかなり繁殖力が強いといいますが、もう今は本当に全面的に生えておりますので、あれらの植物におきまして動物以上に私は懸念しておりますので、市でもしっかり市民の皆さん方にお伝えをして除去に努めていただくということでお願いをしたいと思います。

では、それをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

番号法、これはマイナンバー制度のことでございますが、この番号法の取り組み状況について市の状況をお尋ねいたしたいと思っております。

番号法につきましては、皆さん方も御存じのように、国会において立法化され、国民の間では今の共謀罪と一緒にですが、かなり賛否いろいろある中で、平成27年10月に施行をされたものであります。その市内での普及状況、実態についてお尋ねをいたします。

と申しますのは、この番号法は行政上においては国民一人一人に番号を付すことによりまして、個々に個人をしっかりと把握することができるということで、大変便利なものかもしれませんが、我々国民にとってはプライバシーの侵害とか、または犯罪等に利用されるのではないかといういろいろな心配、懸念があるということでございます。

そこで、法が施行されました以上はそれに従うのは私ども国民の義務というふうを考えておりますが、その番号を周知してもらうための通知書でございますが、これが国民一人一人の皆さん方に配布をされたはずでございます。その中には反対される方もおみえでしたので、私がお尋ねしたい

のは、市内ではその通知書の受け取り拒否をされた方があったのか、なかったのか。または、その通知書が不在や行方不明でなかなか皆さんの手に渡っていない、いわゆる不配となっているものはないだろうかということをお尋ねいたしたいと思います。

また、その状況、そして今後の市としての対策はどのようにされるのか。これは政府からの指導といえますか、でございますので、郡上市として独自の対策をとるということはできないかもしれませんが、現状はどうなっているのか、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、マイナンバーに関する御質問につきましてお答えをさせていただきます。

平成27年10月に施行されましたマイナンバー法に伴いまして、このマイナンバーをお知らせする通知カードが地方公共団体情報システム機構から各世帯に送付されたわけでございます。平成29年、ことしの5月末日現在で不配となっている件数は全体で97件でございます。これは、世帯数1万5,353件のうちの約0.6%に当たるものでございます。

97件の内訳としましては、郵便でお届けするということではありますが、その段階での受け取りを拒否という件数が7件ございました。それから、97件のうちの残りの90件につきましては、住民票の登録地に不在であると、こういうふうな理由によりまして、結果として御本人にお届けが今できていない状況があるということでもあります。

これまでの取り組みといたしましては、このいわゆる通知カードをお送りをされましてから、たびたびそれに対する対策を講じてきたわけでありまして、昨年の3月においては、その当時配布されていない件数が307件あったわけですが、これに対しまして市民課から窓口で受け取りをしていただくようにそこに案内文をお送りするというふうなことでございまして、その住所につきましては市としてさまざまな方法で転送先があるかないか、あるいはそうした調査をした上でそういうふうな御案内を発送したことがございます。

それから、昨年の夏には市民課と各振興事務所の担当におきまして、その時点で配布されていない件数は177件まで減ってきたわけですが、それにつきまして実地調査といえますか、そういうものを行った上で、そしてまた御連絡をとってそこで40件処理ができたということでありまして、そしてさらにその後の対応で40件処理で177件が90件まで、今の受け取り拒否を除いての90件までに絞り込んできたということでございます。

これにつきましては、今後とも保管をしながら、また受け取りをしていただける情報があれば、そういうところから受け取りをしていただきますように働きかけは今後とも努力をしていくということでございます。

それから、新たに通知カードが発生するというのは、例えばですけれども、出生届ですね。それから、住民登録を出生届により行われた場合とか、外国から入国されて住民登録をして新たに番号を取得すると、こういう方につきましては、新たな取得と。そして、再交付を申請した方に対してということで、こうした方には地方公共団体情報システム機構から通知カードが発送されているわけでありまして、その中にはやはり配達できずに市民課に戻ってくる場合もありますから、それも随時調べながら、今のところはそれ対応が今できている状況でございます。

今後の対策ということをおっしゃられたわけですが、ことしの夏に7月18日から、いわゆる福祉、税、それから住民情報というものが情報連携をする、その試行時期に入ります。ことしの秋からは本格運用ということになりますし、またマイナポータルを通じまして自宅でも一定の届け出、手続が可能になってくる時期をもうこれで目前に控えてきておるわけでございます。

少し調べましたところ、国の平均が現在9%というふうに言われております。47都道府県のうちで岐阜県はそんなに大きな割合の違いがあるわけではありませんけれども、その中で言いますと下から6番目ぐらいに位置している。そして、岐阜県の平均が7%でありまして、郡上の今直近のパーセントが5.8ですから、そういうことを言いますと岐阜県が少し、これはマイナンバーカードの実際の発行枚数ということでありまして、こういうこれからの利活用へ向けましては昨年度もケーブルテレビ等で啓発をさせていただいておりますけれども、少しキャンペーンをするなどして、ぜひこの制度が有効に生かされていくようにこれから取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、マイナンバーは自己の情報を円滑に管理するという情報でございますし、運用につきましては事務要領に基づいて適切かつ慎重に扱いつつながら、その情報の保護、管理につきましては厳重に行っていくということで向かいたいと思っております。よろしくお願いたします。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。郡上市が全国から、また県から見ましてもかなりいい成績といいますか、配布状況がいいということで安心をいたしました。いずれにしましても、100%というのはなかなか大変かと思いますが、完全にこの法が施行されたにもかかわらず、市民の方々に100%の周知がされていないというのはいかかなものかなということを思いましたので、この質問をさせていただきました。なかなか大変だろうと思いますが、まだ90件ほどあるということでございましたが、御努力いただきまして配布ができますようお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

前回時間オーバーしました。今回はスピードを上げて質問させていただきましたので時間を余りましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

◎議案第75号から議案第77号について（委員会付託）

○議長（渡辺友三君） それでは、日程3、議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程5、議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで3議案を一括議題といたします。

3議案についての質疑通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第75号から議案第77号までの3議案については、会議規則第37条第1項の規定により議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に付託いたしました議案第75号から議案第77号までの3議案については、会議規則第44条第1項の規定により、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第77号までの3議案については、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたり御苦勞さまでございました。

（午前11時37分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄